

# 衆議院議員総選挙及び 最高裁判所裁判官国民審査

# 投票日は10月31日(日) 当日投票は午前7時から午後7時まで!

10月19日(火)に公示された衆議院議員総選挙は、10月31日(日)に投票が行われます。今後の国政のあり方を方向づける重要な意義を持つ選挙です。忘れずに投票しましょう!

## 投票の順序にご協力を

今回の選挙では、衆議院議員小選挙区選出議員選挙と衆議院議員比例代表選出議員選挙、最高裁判所裁判官国民審査の3つの投票があり、それぞれ投票用紙が色で区別されています。

## 投票所が変更になっています

今回の衆院選においては、第2投票区の投票所が大石田町役場町民ホールから

「大石田町町民交流センター(虹のプラザ)保健センター」に変更になっています。

該当地区は「本町、佐田町、八幡町、井出、四日町、横町、緑町、桂木町」の各地区です。  
右記の地区の方は入場券を「確認いただき、間違えなようお気を付けてください。」

## 投票できる方は

今回の選挙で投票できる方は、平成15年11月1日以前に生まれた方で、令和3年7月18日以前から引き続き3ヶ月以上町内に住所を有している方です。  
なお、7月19日以降に転入届けを提出した方は、今回の選挙人名簿には登録されませんので、当町では投票できません。  
この場合、前住所地の市町村で投票できますので、前住所地の選挙管理委員会にお問い合わせください。

## 10月18日以降の転居者は前住所の投票所で

町内での転居があった場合は、選挙人名簿の登録もそれによって移し替えることになっていますが、10月18日以降に町内で転居した方は、前の住所地の投票所で投票してください。(実際は10月18日以前に転居しても、届出日が基準となります)  
なお、投票所入場券も前の住所地に送付されますので、ご確認ください。

## 郵便等による不在者投票はお早めに

選挙の種類を間違わないために、投票所の係員の指示により次の順序で投票してください。  
投票所が込み合うこともあると思いますが、スムーズに投票していただくため、ご理解とご協力をお願いします。

**投票の順序**

- ① 衆議院議員小選挙区選出議員選挙(あさぎ色)
- ② 衆議院議員比例代表選出議員選挙(ピンク色)
- 最高裁判所裁判官国民審査(うぐいす色)
- ※2枚一緒にお渡しします。

自宅等で「郵便等による不在者投票」をするためには、選挙管理委員会が発行する「郵便等投票証明書」が必要です。証明書が必要な方は早めに申請をお願いいたします。

対象となるのは、両下肢等の障害で1級または2級の方、内臓機能の障害で1級もしくは3級の方、免疫の障害で1級から3級までの方、または介護保険法上の要介護者で要介護5の方です。

また、新型コロナウイルス感染症により宿泊療養中の方と自

## 投票日に都合の悪い方は期日前投票を!

選挙は、投票日に投票することを原則としています。が、仕事や冠婚葬祭、レジャーなどのため投票日に都合の悪い方は、期日前投票をすることができます。投票所の混雑を避けるためにも、ぜひご利用ください。

**【期日前投票】**  
10月20日(水)～30日(土)  
午前8時30分～午後8時  
投票所  
※車椅子、車椅子用の投票記載台を用意します。

## 入場券裏面(イメージ)

【お知らせ】  
投票日の当日、仕事等のため投票できない人は期日前投票をすることができます。この入場券を持参のうえ下記場所へお出かけください。

月( )日～月( )日(土) 午前8時30分から午後8時まで  
大石田町役場1階 町民ホール

【期日前投票をされる人は、こちらを記入してお持ちください。】  
期日前投票宣誓書

私は、選挙当日、下記の事由に該当する見込みであり、真実に相違ないことを誓いますので投票用紙を請求します。  
次の1から6のいずれかに○を付けてください。

- 1 仕事(家事、学業、地域行事の役員、本人又は親族の冠婚葬祭等を含む)に従事
- 2 上記以外の用事又は事故のため、投票区の区域外に外出、旅行又は滞在
- 3 疾病、負傷、妊娠、身体障害等のため歩行困難又は刑事施設等に収容
- 4 交通至難の島その他の地( )に滞在・居住
- 5 住所移転のため、本町以外に居住
- 6 天災又は悪天候により投票所に到達することが困難

令和3年 月 日(投票する日)

氏名 明・大・昭・平  
生年月日 年 月 日

現住所 大石田町  
選挙人名簿に記載されている住所 ※現住所と異なる場合のみ記入してください

## 開票は即日行います

開票は投票日(10月31日)午後8時から、役場3階大会議室で行います。  
参観希望の方は、午後7時30分から受付を行いますので、係員に申し出てください。なお、開票所の関係で参観人の数を15人に制限しますので、ご協力をお願いいたします。

期日前投票の際は、**入場券裏面の期日前投票宣誓書にご記入のうえ、お持ちください。**  
※期日前投票所には車椅子と車椅子用の投票記載台を準備しています。

## 指定施設での不在者投票

県選挙管理委員会から指定されている施設(病院、老人ホーム等)に入院、入所されている方は、その施設内でも不在者投票ができますので、施設の長に申し出てください。

## 代理投票ができます

投票所にいくことはできないものの、心身の故障などで字を書くことができない方は、補助者に代理投票(代筆投票)させることができます。投票の秘密は固く守られますので、安心して係員に申し出てください。

## 新型コロナウイルス対策を実施

新型コロナウイルス感染症を防ぐため、投票所では定期的な換気や記載台等の消毒を行いますので、安心して投票にお越し下さい。

また、投票所にお越しの際は、マスクの着用、咳エチケットにご協力ください。

**みんなで投票! 未来をつくる力になる**

選挙に関するお問い合わせは  
■町選挙管理委員会事務局 (役場2階総務課内)  
Tel 35-2111 (内線212・213)